

浜松市 DX 推進計画の改定について**1 報告趣旨**

- 今年度をもって期間満了となる「浜松市 DX 推進計画」の改定案について報告するもの。
- 今年6月の総務委員会において第二期は現行の内容を大筋で踏襲するため、パブリックコメントは実施しない旨を報告済。

2 改定内容

第二期案は、別紙のとおり。主な改定内容は、以下のとおり。

背景 社会情勢 国の動向	昨今の時勢を踏まえ、修正。
計画期間	2025年4月から2030年3月までの5年間の計画に設定。
取組事項の体系	「デジタル活用による市民サービスの向上」と「自治体の生産性向上」に加えて「職員エンゲージメントの向上」を新たに設定。
取組事項	第一期での取組の進捗や、国の動向も踏まえ、市が主体的に進めるべき15の取組を整理。（観点ごとの主な取組は別紙のとおり）

■ はじめに

策定趣旨

- ・国の各種法律（官民データ活用推進基本法やデジタル社会形成基本法等）の制定や総務省「自治体DX推進計画」の策定、本市の「デジタルを活用したまちづくり推進条例」の制定等を踏まえ策定。
- ・デジタル・ガバメント（電子行政）や官民データの活用を本計画に基づき効果的に推進するとともに取組を加速する。

背景

<社会情勢>

- ・人口減少、少子高齢化
- ・行政資源の制約
- ・デジタル社会の進展
- ・成熟社会、価値観の多様化
- ・働き手の価値観の多様化
- ・行政課題の複雑・多様化

<国の動向>

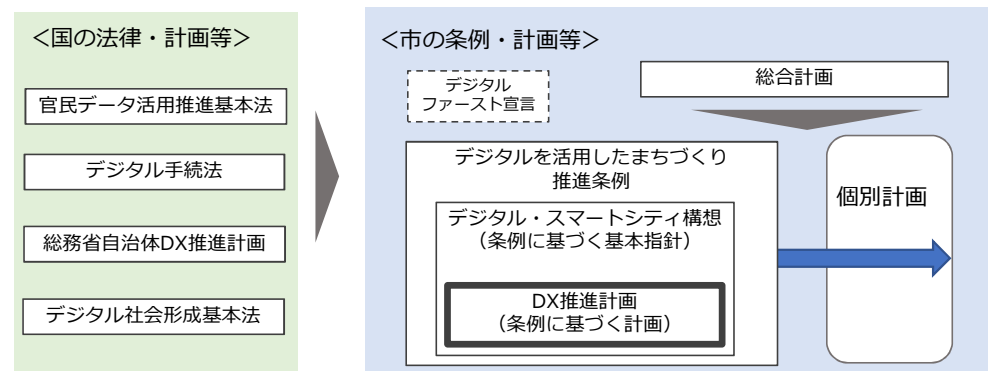
- ・2023年5月 デジタル手続法の改定（アナログ規制改革）
- ・2023年12月 人材育成・確保基本方針策定指針の改定
- ・2024年4月 自治体DX推進計画の改定（3.0版）
- ・2024年6月 デジタル社会の実現に向けた重点計画の改定
- ・2024年12月 マイナンバー法の改正（マイナ保険証）

<本市の取組>

- ・2022年7月 デジタルを活用したまちづくり推進条例の施行
- ・デジタル・スマートシティ推進部の設置
- ・2025年3月 デジタル・スマートシティ構想の改定

位置付け

浜松市デジタルを活用したまちづくり推進条例第6条第2項に基づく計画及び官民データ活用推進基本法第9条第3項に規定する市町村官民データ活用推進計画として位置付けます。



計画期間

2025年4月～2030年3月

※計画期間内において、情報通信技術（ICT）や政策の進展により適宜計画内容を見直します。

■ 推進体制等

推進体制

<庁内体制>

デジタル・スマートシティ推進本部

（本部長：市長、事務局：デジタル・スマートシティ推進課）

<外部人材の活用>

効果的にDXを推進するため、浜松市フェローなど積極的に外部人材を活用します。

人材育成

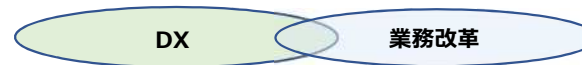
DX人材に求められる知識、スキル、意識等を身につけるため、体系的に人材育成を行います。

データを活用した政策立案や評価の推進

行政の効率化、高度化を図るため、客観的証拠となる統計等のデータを整備し、証拠に基づく政策立案（EBPM）や評価へのデータ活用を進めます。

DXと業務改革を一体的に推進

単にデジタルツールを活用するのではなく、市民目線で行政サービスを設計するとともに、業務プロセスの見直しをはじめ業務改革とDXを一体的に推進します。



情報セキュリティの確保等

<情報セキュリティの確保>

「浜松市情報セキュリティポリシー」に基づき情報セキュリティの維持・向上に努めます。

<ICTガバナンス（管理）の確立>

「情報システムの企画・調達・運用に関する適正化ガイドライン」（2022年4月策定）に沿って情報システム等を調達し、システムの品質向上や調達プロセスの標準化・透明性の確保、情報化に要する経費の抑制を図ります。

■ 目指す方向性と基本的考え方

社会情勢 「人口減少・少子高齢化」「デジタル化の急速な進展」「働き手の価値観の多様化」

目指す方向性

人に寄り添ったデジタル活用
～安全・安心、便利で快適な市民サービスの実現～

デジタル活用による
市民サービスの向上

自治体の
生産性向上

職員エンゲージメント（働
きがい・貢献意欲）の向上

人に寄り添ったデジタル活用のイメージ

行かない、待たない、書かない

デジタル機器
に不慣れでも
きめ細かな
サポート



必要な
情報を
必要な時に取
得

いつでも、どこでも相談可能

基本的考え方

- ① 人が中心、デジタルは手段
- ② 個人情報の保護とプライバシーへの配慮
- ③ 変化を先取りし、新たな価値を創出する（組織・制度・職員意識の変革）
- ④ 小さく始めて、改善を繰り返す
- ⑤ システム所有からサービス利用へ

■ 取組事項の体系

【デジタル活用による 市民サービスの向上】

- ① 医療・福祉・子育てサービスのデジタル連携
- ② フロントヤード改革の推進
- ③ 電話DXの推進
- ④ 災害対策のデジタル化・強靱化
- ⑤ 個人情報の適正管理とデータ活用の高度化
- ⑥ 市民へのデジタルリテラシー向上支援

【自治体の生産性向上】

- ① データに基づく課題解決
- ② デジタルを活用した業務改革の推進
- ③ AIの利用推進
- ④ 公金収納・郵送のデジタル化
- ⑤ デジタル化を妨げる規制の見直し
- ⑥ 庁内システムの利便性向上

【職員エンゲージメント（働 きがい・貢献意欲）の向上】

- ① デジタル変革人材の育成・確保
- ② デジタルワークスタイル変革
- ③ デジタルを活用した職員エンゲージメントの向上

■ はじめに

策定趣旨

- ・国の各種法律（官民データ活用推進基本法やデジタル社会形成基本法等）の制定や総務省「自治体DX推進計画」の策定、本市の「デジタルを活用したまちづくり推進条例」の制定等を踏まえ策定。
- ・デジタル・ガバメント（電子行政）や官民データの活用を本計画に基づき効果的に推進するとともに取組を加速する。

背景

＜社会情勢＞

- ・人口減少、少子高齢化
- ・成熟社会、価値の多様化
- ・With/Afterコロナのニューノーマル時代
- ・国民生活におけるデジタル化の進展

＜国の動向＞

- ・2016年12月 官民データ活用推進基本法の施行
- ・2019年12月 デジタル手続法の施行
- ・2020年12月 総務省「自治体DX推進計画」策定
- ・2021年9月 デジタル社会形成基本法の施行及びデジタル庁の設立

＜本市の取組＞

- ・2019年10月 デジタルファースト宣言
- ・2020年4月 体制整備（庁内・庁外）
- ・2021年3月 デジタル・スマートシティ構想の策定
- ・2022年7月 デジタルを活用したまちづくり推進条例の施行

位置付け

浜松市デジタルを活用したまちづくり推進条例第6条第2項に基づく計画及び官民データ活用推進基本法第9条第3項に規定する市町村官民データ活用推進計画として位置付けます。また、浜松市情報化基本方針は、本計画に統合します。

＜国の法律・計画等＞

官民データ活用推進基本法

デジタル手続法

総務省自治体DX推進計画

デジタル社会形成基本法

＜市の条例・計画等＞

デジタル
ファースト宣言

総合計画

デジタルを活用したまちづくり
推進条例デジタル・スマートシティ構想
(条例に基づく基本指針)DX推進計画
(条例に基づく計画)

個別計画

計画期間

2023年1月～2025年3月

※計画期間内において、情報通信技術（ICT）や政策の進展により適宜計画内容を見直します。

■ 推進体制等

推進体制

＜庁内体制＞

デジタル・スマートシティ推進本部

(本部長：市長、事務局：デジタル・スマートシティ推進課)

＜外部人材の活用＞

効果的にDXを推進するため、浜松市フェローなど積極的に外部人材を活用します。

人材育成

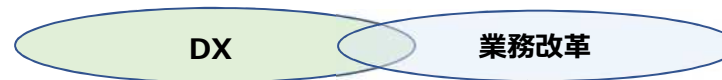
DX人材に求められる知識、スキル、意識等を身につけるため、体系的に人材育成を行います。

データを活用した政策立案や評価の推進

行政の効率化、高度化を図るため、客観的証拠となる統計等のデータを整備し、証拠に基づく政策立案（EBPM）や評価へのデータ活用を進めます。

DXと業務改革を一体的に推進

単にデジタルツールを活用するのではなく、市民目線で行政サービスを設計するとともに、業務プロセスの見直しをはじめ業務改革とDXを一体的に推進します。



情報セキュリティの確保等

＜情報セキュリティの確保＞

「浜松市情報セキュリティポリシー」に基づき情報セキュリティの維持・向上に努めます。

＜ICTガバナンス（管理）の確立＞

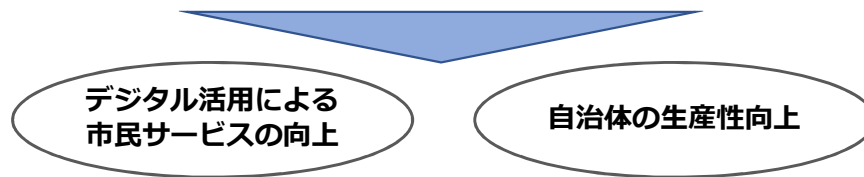
「情報システムの企画・調達・運用に関する適正化ガイドライン」（2022年4月策定）に沿って情報システム等を調達し、システムの品質向上や調達プロセスの標準化・透明性の確保、情報化に要する経費の抑制を図ります。

■ 目指す方向性と基本的考え方

社会情勢 「人口減少・少子高齢化」「変化のスピードが速い」「成熟社会・価値の多様化」「デジタル化の急速な進展」

目指す方向性

人に寄り添ったデジタル活用
～安全・安心、便利で快適な市民サービスの実現～



人に寄り添ったデジタル活用のイメージ



基本的考え方

- ① 人が中心、デジタルは手段
- ② 個人情報の保護とプライバシーへの配慮
- ③ 変化を先取りし、新たな価値を創出する（組織・制度・職員意識の変革）
- ④ 小さく始めて、改善を繰り返す
- ⑤ システム所有からサービス利用へ

■ 取組事項の体系

【デジタル活用による市民サービスの向上】

- ① 行政手続きのオンライン化の推進
- ② 書かない窓口の推進
- ③ キャッシュレス決済の推進
- ④ 電子契約・電子請求の推進
- ⑤ 情報発信や相談等のスマート化
- ⑥ デジタルを活用したコミュニケーションのUD化
- ⑦ デジタル活用のサポート
- ⑧ オープンデータ化の推進
- ⑨ マイナンバーカードの普及及び利活用
- ⑩ セキュリティ及び個人情報の適切な取り扱いの確保

【自治体の生産性向上】

- ① LGX推進に向けた組織・職員意識の変革
- ② LGX推進に向けたインフラ環境の整備
- ③ テレワーク等柔軟な執務環境の整備
- ④ ペーパーレス化の推進
- ⑤ 情報システムの標準化・共通化
- ⑥ デジタル活用による業務改革の推進